

2021年11月9日(火) 18:00-20:00 難民研究フォーラム(オンライン)

難民認定実務における出身国情報(COI)の意義と実践

発表②実践: 18:30-18:50

COIの活用—日本の難民認定審査におけるCOIの活用事例—

弁護士 川口直也

1 平成28年7月28日 名古屋高裁(民事第3部)判決(資料①)

「(2) 当審における当事者の主張

(控訴人の主張)

ア 原判決は、控訴人が主張した出身国(ウガンダ)の状況について一切検討することなく、控訴人の個別事情のみを検討し、控訴人の難民該当性を否定しており、判決理由に脱漏がある。控訴人が原審において提出した、英国内務省作成の出身国情報主要文書、米国国務省の人権状況国別報告書、ヒューマン・ライツ・ウォッチ作成の資料等によれば、ウガンダでは、個別に注視されている者だけではなく、FDC党员一般に対して迫害が行われており、FDC党员であるというだけで、拘留・拷問・発砲を含む暴行傷害、催涙ガス等による集会の妨害、自警団による襲撃などの迫害を受けていることが明らかである。

イ この点について、原判決は、控訴人が難民として認定される要件として、「迫害の対象として関心を抱かせるような指導的立場にあった」という事実を求め、同事実が認定できないことを理由として、控訴人の難民該当性を否定している。しかしながら、難民の定義は難民条約に基づくことが求められているところ、難民条約にいう難民の定義において、「指導的立場にあった」事実は求められていない。原判決には、難民条約の解釈を誤った違法がある。

ウ そして、難民認定に際しては、困難な状況にある難民申請者の置かれた状況に鑑み、中核的事実の一貫性をもって供述の信用性を判断する必要があり、枝葉の供述の整合性を論難し、難民該当性を否定してはならない。

しかるに、原判決は、控訴人の供述の枝葉の整合性を論難するのみで、控訴人が難民に該当する主要な理由の一つである、控訴人がFDCの党员であった事実を認定しておらず、事実認定の誤り及び脱漏がある。控訴人は平成17年（2005年）に正式に入党してから現在に至るまでFDCの党员であり、ウガンダでは、個別に注視されている者だけではなく、FDC党员全体に対して迫害が行われているのであるから、FDC党员であれば、迫害の恐れは十分に存在するというべきである。

エ そのほかにも、原判決は、一般の経験則に反して証拠の評価を行い、控訴人が平成19年（2007年）▲月に襲撃されて暴行を受けた事実（以下「襲撃事件」という。）や、LC1から一通目と三通目の手紙を受け取った事実の存在を否定するなど、経験則違背の違法がある。」

## 2 平成28年11月16日付け事務連絡（資料②）

難民認定手続における難民該当性の適切な評価について（通知）

「先般、名古屋高等裁判所において、ウガンダ人に係る難民不認定処分等取消請求事件（平成28年（行コ）第19号）について、国側敗訴の判決（以下「本件判決」という。）があり、同判決が確定しました。

同判決の内容を検討した結果、当該ウガンダ人に係る難民認定手続において、申請者の供述の信ぴょう性及び迫害のおそれを評価するに当たり、申請者の出身国における危険性についての客観的情報を正確に把握していなかったと思われる点が見受けられました（下記1参照）。

出身国情報を正確に把握していなければ、申請者の供述の信ぴょう性を適切に評価できず、申請者の個別的事情について誤った事実認定をする可能性があり、また、

申請者の出身国における危険性についての客観的事情を適切に認定できず、その結果、申請者の迫害のおそれの有無及びその程度について誤った評価をする可能性があります。仮に申請者の個別的事情について適切に事実認定したとしても、申請者の迫害のおそれの有無及びその程度について誤った評価を行ってれば、難民該当性を正しく判断できません。

すなわち、申請者の難民該当性を適切に判断するためには、①申請者の出身国における危険性についての客観的情報を取得しておくこと、②難民調査官がその内容を正確に把握しておくこと、③申請者の個別的事情について適切に事実認定すること、④申請者の個別的事情を出身国における危険性に照らし合わせて、申請者の迫害のおそれの有無及びその程度を適切に評価することが必要不可欠であり、そのいずれかを欠いた場合には、難民該当性を適切に判断することは困難となります（平成23年3月7日付け法務省管総第1411号総務課長及び審判課長通知参照）。」

3 平成28年1月28日 名古屋地裁（民事第9部）判決（資料③）

- ・口頭弁論終結日 平成27年10月14日
- ・地裁判決の判断手法

4 本訴における立証活動の内容

(1) 地裁（甲1ないし104、資料④、⑤）

ア 2015年12月17日付け証拠説明書21

甲100及び101

イ 2016年1月13日付け証拠説明書22

甲102の1ないし104

(2) 高裁（甲100ないし104、資料⑥）

地裁で提出した甲100ないし104と同一の証拠

高裁で新たに提出した証拠はない。

(3) 高裁で提出した証拠について

ア 甲100 出身国情報：ウガンダ（2015年版、資料⑦）

一般の公開資料をまとめたもの

甲102の2参照

イ 甲102の1ないし103の4 出身国情報の検索サービス（資料⑧）

① 選挙管理委員は、事前に所属政党からウガンダ政府に対して、派遣する者が報告されていたか。

② 2007年のウガンダ人のウガンダ・スーダン間の陸路での出入国状況について。

「出入国の交通手段にいかなるものがあるか」

「それらの手段で出入国する際、出入国手続はいかなるものか」

「それらの手続は、ウガンダ人とスーダン人で異なる場合があるか」

ウ 甲104 報告書（資料⑨）

FDCに対する文書での照会に対する回答

5 高裁判決について

(1) 論点

① 出身国情報を十分に検討する必要性

② 指導的立場の要否

③ 供述の信用性判断のあり方

(2) 裁判所の判断

① 出身国の状況について、詳細に事実認定。

② 指導的立場にあることは不要

「控訴人が指導的立場になかったことは、控訴人の難民該当性を否定する根拠とはならず、控訴人が正規の手続で自己名義の旅券を取得して出国したことも、同様である。」

### ③ 供述の信用性

「供述調書は、ルガンダ語を母国語とし、英語はおおむね理解できるものの 100% 理解できるわけではない控訴人に対し…、通訳を介した英語により、長時間にわたって聴取がされた結果、作成されたものであるから（…は 44 頁にもわたる。）、聴取者・通訳人・控訴人の間で、聞き間違いや言い間違いが生じ、不正確な内容が混入することは十分にあり得る。このことは、…には、控訴人が話したことがそのまま記載されたとは考えられない箇所があること（控訴人の子供の性別の間違いなど）からもうかがわれるところである。」

「難民該当性に関する中核的事実についての供述は具体的で一貫しており、ウガンダの客観情勢とも整合しているのであるから、…信用することができるというべきである。いくつかの点において客観的裏付けがないことは、難民が迫害を逃れて国籍国を離れているという性質上、やむを得ないところであって、供述の全てに客観的裏付けがないことをもって、供述の信用性を否定することは相当ではなく、被控訴人が種々主張する点はいずれも採用することができない。」

### 添 付 資 料

- |      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 資料 1 | 平成 28 年 7 月 28 日 名古屋高裁（民事第 3 部）判決 |
| 資料 2 | 平成 28 年 11 月 16 日付け事務連絡           |
| 資料 3 | 平成 28 年 1 月 28 日 名古屋地裁（民事第 9 部）判決 |
| 資料 4 | 地裁 証拠説明（甲 1 - 55）                 |
| 資料 5 | 地裁 証拠説明（甲 56 - 104）               |
| 資料 6 | 高裁 証拠説明（甲 100 - 104）              |

以 上